

埼玉県監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を執行したので、同条第9項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成21年12月15日

埼玉県監査委員 根岸和夫
埼玉県監査委員 米田正巳
埼玉県監査委員 田中龍夫
埼玉県監査委員 大山忍

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成20年度・平成21年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 126機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南西部地域振興センター
県民生活部	平和資料館、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所
保健医療部	北埼玉福祉保健総合センター、川口保健所、加須保健所
産業労働部	川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校
農林部	秩父農林振興センター、病害虫防除所、熊谷畜産保健衛生所、農林総合研究センター、農林総合研究センター園芸研究所、農林総

	合研究センター茶業特産研究所、農林総合研究センター水産研究所、農林総合研究センター水田農業研究所、農村整備計画センター
県土整備部	飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	大宮公園事務所、荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
企業局	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、水質管理センター、第二水道建設事務所、地域整備事務所
教育局	伊奈学園中学校、伊奈学園総合高校、岩槻北陵高校、浦和高校、大宮高校、大宮商業高校、大宮武蔵野高校、小鹿野高校、小川高校、桶川高校、桶川西高校、春日部高校、春日部工業高校、春日部女子高校、春日部東高校、川口北高校、川口工業高校、川口青陵高校、川口東高校、川越高校、川越工業高校、川越女子高校、川越総合高校、川越初雁高校、川越南高校、北川辺高校、芸術総合高校、越ヶ谷高校、越谷総合技術高校、児玉高校、児玉白楊高校、幸手高校、狭山経済高校、狭山工業高校、狭山緑陽高校、志木高校、白岡高校、進修館高校、杉戸高校、草加高校、草加西高校、草加東高校、草加南高校、秩父高校、秩父農工科学高校、鶴ヶ島清風高校、所沢商業高校、戸田翔陽高校、新座高校、新座総合技術高校、蓮田高校、羽生第一高校、深谷高校、深谷商業高校、深谷第一高校、吹上高校、福岡高校、不動岡高校、松伏高校、松山高校、三郷工業技術高校、皆野高校、鷲宮高校、越谷西特別支援学校
警察本部	警察学校、大宮警察署、新座警察署、川越警察署、所沢警察署、小川警察署、本庄警察署、児玉警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署

(3) 監査実施日

平成21年9月3日～平成21年12月4日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名	監査の結果
教育局 小鹿野高校	時間割・カリキュラム作成支援システム用機器等賃貸契約については、想定したリース期間（平成16年度～20年度）が満了したため、21年度については、1年間を契約期間として再リース契約を締結した。 当該契約に含まれていた定期保守について、業者が行っていないにもかかわらず、定期保守代を含めた賃貸借料を支払っていたことは不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名	監査の結果
環境部 越谷環境管理事務所	平成20年度にOA機器を廃棄するに当たり委託した産業廃棄物収集運搬業務（5,250円）及び処分業務（1,050円）について、次の点が不適切であった。 1 当該2件の契約書に事務所長の記名、押印がなかった。 2 履行確認の時点で検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。 3 処分業務の履行確認の検査を4月2日に行った。産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載された処分終了日は4月3日であり、業務の完了前に検査をしていた。
県土整備部 飯能県土整備事務所	平成21年度に事務所の車庫の大型シャッター（788千円）及び玄関の自動ドア（525千円）を修繕した。これらの予定価格は50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。
県土整備部 行田県土整備事務所	平成20年10月に発注した橋りょう整備工事（昭和橋迂回路工）は、先に施工中の工事（旧橋下部撤去工）と関連するため、同一業者と随意契約をした。 1社のみから見積書を徴する場合は、設計金額の事前公表を行わず、事後公表するとされている。 見積指名の通知書に設計金額を記載し、事前に公表したことは不適切であった。
教育局 岩槻北陵高校	平成20・21年度の修繕、物品購入等の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 平成21年3月に行った換気扇フード塗装・交換（732,900円）では、業者からの完了通知を受けることなく3月31日に履行確認をしていた。4月1日に提出された完了通知書には、完了年月日が記載されていないかった。 2 21年5月に教師用指導書を購入（539,070円）した。契約金額が50万円以上であり、請書を徴すべきところ、徴していなかった。

	<p>3 20年8月に、雨水排水管の修繕を2箇所(78,750円、33,600円)を行い、後援委員会から支出した。修繕すべき箇所の調査や見積合わせを怠り、それぞれ口頭で修理を依頼したため、果費を支出するために必要な書類が整わなかったことから、安易に後援会計に負担させた。</p>
<p>教育局 浦和高校</p>	<p>平成20年度の工事請負、修繕及び業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 21年2月に緑化ネット設置工事請負契約(714,000円)を締結した。予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。 21年3月にプール棟管理室防犯ガラスの修繕(123,774円)をした。契約金額が10万円以上であり、複数の相手から見積書を徴すべきところ、1者のみであった。 20年度に夏季電力消費量調査及び冬季電力消費量調査の業務委託契約(1,995千円(夏季、冬季同額))を締結した。継続してデータを比較する必要があることを理由に前年度に調査を実施した1者から見積書を徴取し、随意契約としていた。しかし、仕様書で調査方法を明示することにより、他の業者でも行える業務であったことから、競争入札とすべきであった。
<p>教育局 大宮高校</p>	<p>平成21年3月12日に3者による見積合わせを行い、同日付で生物室改修工事契約(729,750円)を締結した。</p> <p>しかしながら、契約締結日より前の3月9日には、当該改修工事の際に排出される産業廃棄物処理の契約が、当該受注業者と産業廃棄物処理業者との間で締結されていた。</p> <p>加えて、当該工事の予定価格調書を作成したのは、見積合わせを行った翌日の3月13日であった。実態は、3者による見積合わせの前に1者との随意契約が成立しており、不適切であった。</p>
<p>教育局 川越総合高</p>	<p>平成21年3月に金属くずを産業廃棄物処理(52,500</p>

<p>校</p>	<p>円)し、3月23日に検査をした。産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日は3月25日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>																						
<p>教育局 児玉高校</p>	<p>平成20年4月に教師用指導書を購入(546,380円)した。契約金額が50万円以上であり、請書を徴すべきところ、徴していなかった。</p>																						
<p>教育局 児玉白楊高校</p>	<p>平成20年度に現金領収した野菜・花卉の販売代金について、払込みの遅延及び現金出納簿の記載誤りがあった。</p> <p>また、生産品出納簿に記載していないものがあった。</p> <p>1 払込みの遅延及び現金出納簿の記載誤り</p> <table border="1" data-bbox="829 1500 1053 2083"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現金領収日</th> <th rowspan="2">領収金額</th> <th colspan="2">現金出納簿</th> </tr> <tr> <th>払込日</th> <th>受入日</th> <th>払出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月9日(日)</td> <td>36,700円</td> <td>11月12日(水)</td> <td>11月12日(水)</td> <td>11月12日(水)</td> </tr> <tr> <td>3月7日(土)</td> <td>40,000円</td> <td>3月13日(金)</td> <td>3月13日(金)</td> <td>3月13日(金)</td> </tr> <tr> <td>3月12日(水)</td> <td>40,000円</td> <td>3月18日(水)</td> <td>3月18日(水)</td> <td>3月18日(水)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生産品出納簿の記載漏れ</p> <p>2月6日(金) 販売 ミニカートレア 10鉢</p> <p>3月7日(土) 販売 パンジー 400株</p> <p>3月12日(水) 販売 パンジー 800株</p>	現金領収日	領収金額	現金出納簿		払込日	受入日	払出日	11月9日(日)	36,700円	11月12日(水)	11月12日(水)	11月12日(水)	3月7日(土)	40,000円	3月13日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)	3月12日(水)	40,000円	3月18日(水)	3月18日(水)	3月18日(水)
現金領収日	領収金額			現金出納簿																			
		払込日	受入日	払出日																			
11月9日(日)	36,700円	11月12日(水)	11月12日(水)	11月12日(水)																			
3月7日(土)	40,000円	3月13日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)																			
3月12日(水)	40,000円	3月18日(水)	3月18日(水)	3月18日(水)																			
<p>教育局 児玉白楊高校</p>	<p>平成20年7月、重要物品であるシーケンス制御負荷装置の支払い処分を行った。しかし、埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定、支払い等、一連の事務手続きを行うことなく処分していた。</p>																						
<p>教育局 鶴ヶ島清風高校</p>	<p>平成21年3月に生徒用机・椅子を産業廃棄物処理(70,875円)し、3月28日に検査をした。産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日は3月30日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>																						
<p>教育局 所沢商業高校</p>	<p>平成20年度に発注した校舎屋上手摺塗装工事請負契約(1,554千円)については、21年3月31日に工事完成通知が提出されたにもかかわらず、翌年度の4月6日に完了検査を行った。</p>																						

		適正な工程管理の下に、年度内に完了検査を行うべきであった。 また、完成検査や手直しに要する期間を見込んだ工期を設定するべきであった。
教育局	深谷第一高校	平成21年2月にアームチェア(78,750円)を、同年3月にソファアーム(75,075円)を購入した。それぞれの価格が10万円以下のため、1者から見積書を徴収し随意契約を行った。 これら2点は同じ休養室に設置され、見積及び納品とも同じ業者から1か月以内に行われていた。 計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴するべきであった。
教育局	不動岡高校	平成20年度の監視制御装置修繕工事(1,761,900円)の執行に当たり、緊急に修繕を行う必要があることを理由に1者による随意契約とした。 11月4日の設計図書の提示から11月14日の見積書提出日まで11日間の見積期間を設けており、複数業者による見積合わせが可能である。 また、見積書を徴した翌日の11月15日に予定価格調

教育局	松伏高校	書を作成していた。 事前に予定価格調書を作成した上で、複数業者による見積合わせをするべきであった。 平成20・21年度の業務委託契約の履行確認について、次の点で不適切であった。 1 20年度の空気環境測定業務委託(141,750円)の検査は、契約書により業務完了報告書を受理した日から10日以内に行うこととなっている。 8月31日に提出された報告書の検査が10月1日、10月31日に提出された報告書の検査が12月1日と、繰り返し遅延していた。 2 21年度の一般廃棄物処理業務委託(505,008円)の8月分の検査は8月31日に行ったことになっているが、当日、検査員は夏季休暇を取得していた。 3 20年度の樹木維持管理業務委託(378,000円)の完了通知書が10月27日に提出されたが、特段の理由もなく、検査は11月14日と遅延していた。
-----	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

埼玉県監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知並びに同条第10項の規定に基づき監査委員が添えた意見に対して、埼玉県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年12月15日

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
環境部	資源循環推進	平成19年10月5日 「資源有効活用データベース事業」は、平成16年度にり	平成20年度から21年度(かけ)、情報データベーステ

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫
埼玉県監査委員 米 田 正 巳
埼玉県監査委員 田 中 龍 夫
埼玉県監査委員 大 山 忍